

脱退一時金受給にあたってのご案内

(加入期間1ヶ月以上20年未満)

東京都中央区日本橋大伝馬町14-1
伊藤忠連合企業年金基金
T e l 03-3669-2346

あなたは、このたび当基金の脱退一時金の受給権を得られましたが、当基金より脱退一時金として給付を受けることもできますし、脱退一時金相当額を他の制度等へ移換して、将来通算した形で給付を受けることもできます。

下記の説明をよく読んで、別添の「中途脱退者選択書」に記入し当基金に提出してください。

1. 移換申出期限	<p>他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日までに申し出なければなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合のみ、喪失日から起算して1年を経過する日、又は移換先厚生年金基金の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日となります。</p> <p>申出期限</p> <ul style="list-style-type: none">資格喪失日（退職日の翌日）から1年を経過する日 <p>移換先が厚生年金基金の申出期限</p> <ul style="list-style-type: none">資格喪失日（退職日の翌日）から1年を経過する日厚生年金基金の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日
2. 移換可能年齢	<p>企業年金連合会（通算企業年金）への移換可能年齢は70才未満まで、それ以外の制度への移換可能年齢は60才未満までとなります。（70才到達による喪失者については資金移動までに時間がない為、選択不可となります）</p>
3. 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間	<p>一時金をご選択された方については、一時金給付通知書に記載されています。また、他制度へ移換をご希望の方については、ご案内を別途お送りいたします。</p>
4. 退職にともなう脱退一時金受給時の税務上の取り扱いなど	<p>退職にともなう脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されます。（ただし企業合併等で資格喪失となる場合、一時所得扱いとなることもあります。）</p>

脱退一時金のお受けとり方法につきましては下記6つの選択肢がございます。

他制度への移換は第1給付と第2給付のセットでの移換となります。なお、加入期間が2年未満の方は第2給付のみの移換となります。「2 通算企業年金」を選択する場合は、移換に伴い事務費が控除され、移換する金額が割れる場合もございますので、「1 脱退一時金」の受給をお勧めいたします。

また、一旦脱退一時金での受給を選択しますと、その後企業年金連合会への移換へ選択変更はできません。また、企業年金連合会へ移換するまでの間、予定利率は付利されませんのでご注意願います。

1. 脱退一時金として受け取る。

● 提出書類

- ・ 一時金裁定請求書
- ・ 中途脱退者選択書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 加入者証
- ・ 本人確認書類（事業所経由の場合除く）
- ・ 生年月日を証する書類（別途本人確認書類が添付されている場合は不要です。）

2. 企業年金連合会へ通算企業年金として移換する。（第2給付も含めて移換）

企業年金の年金通算センターとして、原資を移換することにより年金の給付を受けることができます。

● 提出書類

- ・ 中途脱退者選択書
- ・ 加入者証

● 通算企業年金の制度概要・手数料・連絡先

- ・ 移換時の年齢により予定利率は0.5%～1.5%（H29.4.1以降喪失）となります。運用実績により配当を加算（5年に1回）
- ・ 支給開始は65歳から（厚生年金と同様の経過措置あり）
- ・ 年金は80歳までの保障付終身年金。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を遡減される。
- ・ 連合会へ移す時、事務費が控除されます。（一時金額等により異なりますが、移換額が30万円のときは約4%程度、200万円のときは約2%程度なり、個人負担です。）
- ・ 連合会から他へ移換する場合には、配当分込みの年金額の現価相当額（終身分を含む）に事務費の一部（支払事務費相当分）を加えた額を移換。
- ・ 原則、一時金への変更は不可

企業年金連合会の連絡先

T e l 0 5 7 0 - 0 2 - 2 6 6 6

I P 電 話 P H S からの T e l 0 3 - 5 7 7 7 - 2 6 6 6

ホームページ <http://www.pfa.or.jp/>

3. 再就職先の確定給付企業年金へ移換する。(第2給付も含めて移換)

資格を喪失した日から1年以内に再就職し、事業所が確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合原資を移換することができます。

● 提出書類

- ・ 中途脱退者選択書
- ・ 加入者証
- ・ 再就職先の実施機関から「移換申出書」を入手後、移換手続きをして下さい。

● 確定給付企業年金について

- ・ 再就職先の制度が受け入れる場合のみ移換ができます。
- ・ 詳細は再就職先へご確認願います。

4. 再就職先の企業型確定拠出年金へ移換する。(第2給付も含めて移換)

資格を喪失した日から1年以内に再就職し、事業所が確定拠出年金を実施している場合原資を移換することができます。

● 提出書類

- ・ 中途脱退者選択書
- ・ 加入者証
- ・ 再就職先の実施機関から「移換申出書」を入手後、移換手続きをして下さい。

● 企業型確定拠出年金について

- ・ 運用は自己責任にて行います
- ・ 詳細については再就職先へご確認願います。

5. 国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金へ移換する。

(第2給付も含めて移換)

厚生年金基金制度等公務員、私学共済制度に加入される方、再就職先に企業型確定拠出年金があり※1一定の条件を満たしている方、確定給付企業年金・厚生年金基金制度に加入される方についても個人型確定拠出年金へ移すことができます(再就職されない方、再就職先に各種企業年金制度が無い方も移すことができます)。尚、移換後は、自己責任で運用商品の選択等を行います。

※1 企業型確定拠出年金を実施している事業所で、個人型確定拠出年金の加入者となることができる旨、規約で定められている場合

● 提出書類

- ・ 中途脱退者選択書
- ・ 加入者証
- ・ 国民年金基金連合会から「移換申出書」を入手後、移換手続きをして下さい。

● 個人型確定拠出年金の制度概要・手数料・連絡先

- ・ 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択
- ・ 必要な事務費は加入者が負担します。
- ・ 支給開始年齢は原則60歳。ただし、加入期間が短い場合は61歳～65歳。
- ・ 詳細については国民年金基金連合会へご確認願います

国民年金基金連合会の連絡先

Tel 03-5411-6129

ホームページ <http://www.npfa.or.jp/401K/index.html>

6. 再就職先の厚生年金基金へ移換する。(第2給付も含めて移換)

資格を喪失した日から1年以内に再就職し、厚生年金基金へ加入し、かつ厚生年金基金の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合原資を移換することができます。

● 提出書類

- ・ 中途脱退者選択書
- ・ 加入者証
- ・ 再就職先の実施機関から「移換申出書」を入手後、移換手続きをして下さい。

● 厚生年金基金について

- ・ 再就職先が加入している厚生年金基金が受け入れる場合のみ移換ができます。
- ・ 詳細は再就職先へご確認願います。